

大垣市スイトピアセンター 「かがやき活動室」をご利用ください

大垣市では、「かがやきライフタウン構想」を進めています。この構想は、市民の皆さんが社会参加や地域貢献を通して、自己実現や生きがいを実感でき、一人ひとりがかがやけば、まちもかがやくというものです。

この構想を一層推進するため、みなさんの活動場所として「かがやき活動室」が開設されています。ぜひご活用ください。

かがやき活動室等利用団体の登録

大垣市スイトピアセンター学習館6階の「かがやき活動室」を、より活用してもらうため、利用団体登録し、積極的に活動する団体を支援します。

登録した団体は、かがやき活動室等の利用料金が、1年目は免除、2年目以降は50パーセントの減額でご利用になれます。



<登録の要件>

①市民活動団体として登録していること。

②主要な活動が、社会教育の推進を図る活動に該当する団体であること。

※ただし、活動が営利を目的としたものまたは宗教、政党、政治等に関するものである場合を除きます。

<定員及び設備>

部 屋 名	定 員	机(3人掛け)	その他備品
かがやき活動室6-1	90人	30脚	ホワイトボード、演台、スクリーン
かがやき活動室6-2	63人	21脚	ホワイトボード、演台
かがやき活動室6-3	72人	24脚	ホワイトボード、演台、スクリーン マイク

<利用料金>

	午前 9~12時	午後 13~16時	夜間 17~21時	※注意 別途、付帯設備、 冷暖房設備利用 料金が必要
かがやき活動室6-1	3,210円	4,950円	6,430円	
かがやき活動室6-2	2,230円	3,210円	4,950円	
かがやき活動室6-3	2,460円	3,580円	5,580円	

※大垣市スイトピアセンター条例別表第1会館利用料金から抜粋

<平面図>



<登録の申請>

かがやき活動室に係る登録を受けようとする団体は、「かがやき活動室使用団体登録申請書」（第1号様式）を市民活動推進課に提出してください。

<登録の認定>

登録申請の提出がありましたら審査を行い、適当と認めたときは、「かがやき活動室使用団体認定証」を発行します。各年度9月30日までに認定を受けると10月1日から翌年9月30日まで減免の対象となり、3月31日までに認定を受けると4月1日から翌年3月31日まで減免の対象となります。

< 更 新 >

認定を受けた時期	減 免 期 間	更新申請書提出	内 容
4月1日から9月30日の間に認定を受けた団体	10月1日から翌年9月30日まで	9月1日から9月30日まで	初年度利用料金免除。2年目以降社会貢献活動の実施を条件に50%の減免
10月1日から3月31日の間に認定を受けた団体	4月1日から翌年3月31日まで	3月1日から3月31日まで	

※付帯設備、冷暖房設備利用料金は減免の対象外です。

**お申し込み
お問い合わせ**

大垣市市民活動部 市民活動推進課
TEL : 0584-47-7169 FAX : 0584-81-7800